

令和8年度 各務原市市民後見人養成講座について

1. 市民後見人とは

市民後見人とは、弁護士や司法書士などの資格を持たない、親族以外の市民による後見人のことです。認知症の高齢者や障がい者などの増加に伴い、成年後見制度利用のニーズが高まっていることから、市民と同じ目線で考え、相談し合える市民後見人が重要になってきています。

市民後見人になるには一定の研修を受けて、家庭裁判所から成年後見人等として選任されることが必要です。

2. 目 的

少子高齢化が進み身寄りのない方も増えている中、認知症、知的障害その他精神上の障害により判断能力が不十分な人の権利擁護を支える成年後見制度のニーズが高まってきています。

また単身世帯が増加し地域社会における人間関係の希薄化が進む中、「地域共生社会の実現」に向けて、成年後見制度において本人にとって身近な支援者である市民後見人の活躍が期待されています。

このような状況の中、各務原市において市民後見人を養成することにより、権利擁護支援のネットワークを充実し、地域共生社会への実現に資することを目的とし、本講座を開催します。

3. 主 催 各務原市成年後見支援センター

4. 日 程 別表のとおり（令和8年10月～令和9年2月）

5. 会 場 各務原市総合福祉会館 3階研修室 他

6. 受 講 料 無料

7. 定 員 10名程度（書類選考あり）

8. カリキュラム 別紙「令和8年度各務原市市民後見人養成講座カリキュラム」のとおり

9. 受講要件（以下の①～⑥の全ての要件を満たすこと）

- ① 各務原市内在住または在勤であること。
- ② 市民向け講演会・市民後見人養成講座説明会（8/9）に参加すること。
（②に参加できない場合は、後日各務原市成年後見支援センターにて個別に説明を受ける事。）
- ③ 全ての研修カリキュラムを受講できる見込みがあること。

- ④ これまでに未成年後見人、成年後見人、保佐人、補助人を解任されたことがないこと。
- ⑤ 破産していないこと。
- ⑥ 市民後見人として活動を希望していること。

10. 修了要件 全ての研修カリキュラムを受講し、研修中に課されたレポートを期日までに提出すること。

- ①全カリキュラムを修了した方に、修了証を交付します。
- ②欠席した場合は、レポートの提出をもって受講したものとみなします。ただし、全カリキュラムの1/3以上を欠席（10講義以上）すると、レポートを提出しても修了は不可となります。

11. 申込期間 令和8年8月9日（日）～9月11日（金）

12. 申込方法（下記①～②のいずれか）

「令和8年度各務原市市民後見人養成講座受講申込書」**別紙1**に必要事項を記入し、事前レポート**別紙2**を作成の上、以下の①または②の方法により各務原市成年後見支援センターへ提出してください。

- ① 郵送または持参
- ② メール（kouken@kakamigahara-shakyo.jp）

13. 申込書等 ①市民後見人養成講座説明会（8/9）にて配布。
②各務原市社会福祉協議会のホームページからダウンロード

14. その他 聴講について

令和8年度市民後見人候補者名簿登録者は、本講座の各講義（実習を除く）を研修の一環として無料で聴講していた
だくことが可能です。聴講する講義は選択可能です。